

高齢者や障がいのある人を地域で支援

災害時要援護者避難支援制度

地震、風水害などの災害の際に、近隣の人たちが協力し、一人で避難することが困難な人のお手伝いをするのが「災害時要援護者避難支援制度」です。

平成7年の阪神・淡路大震災では6、000人以上が犠牲になりましたが、その半数は高齢者でした。一方、日ごろから助け合いを行っていた近隣の人たちが互いに安全確認を行い、死傷者を最小限に食い止めた地区もあり、日常の地域社会、近隣とのつながりが重要視されています。

名簿を受け取った民生委員・地域団体・消防団は、地域の中での情報連絡体制や、それぞれの支援協力者を決め、災害時の避難・救援活動に生かします。

市では災害時における住民相互の支援の仕組みをつくるため「災害時要援護者避難支援制度」を構築し、災害に強い安全・安心なまちづくりを目指します。

← このような人は登録を
● 移動が困難な人

市では災害時における住民相互の支援の仕組みをつくるため「災害時要援護者避難支援制度」を構築し、災害に強い安全・安心なまちづくりを目指します。

… 肢体に障がいがある人
… 介護が必要な人
… 目の不自由な人
通常、歩行が可能な人であっても、災害時には自力での避難が困難になる場合があります。また、歩行ができない人は、担架・車いすなどでの搬送が必要となります。目の不自由な人も、家屋や道路の状況により、誘導・介助が必要になる場合があります。

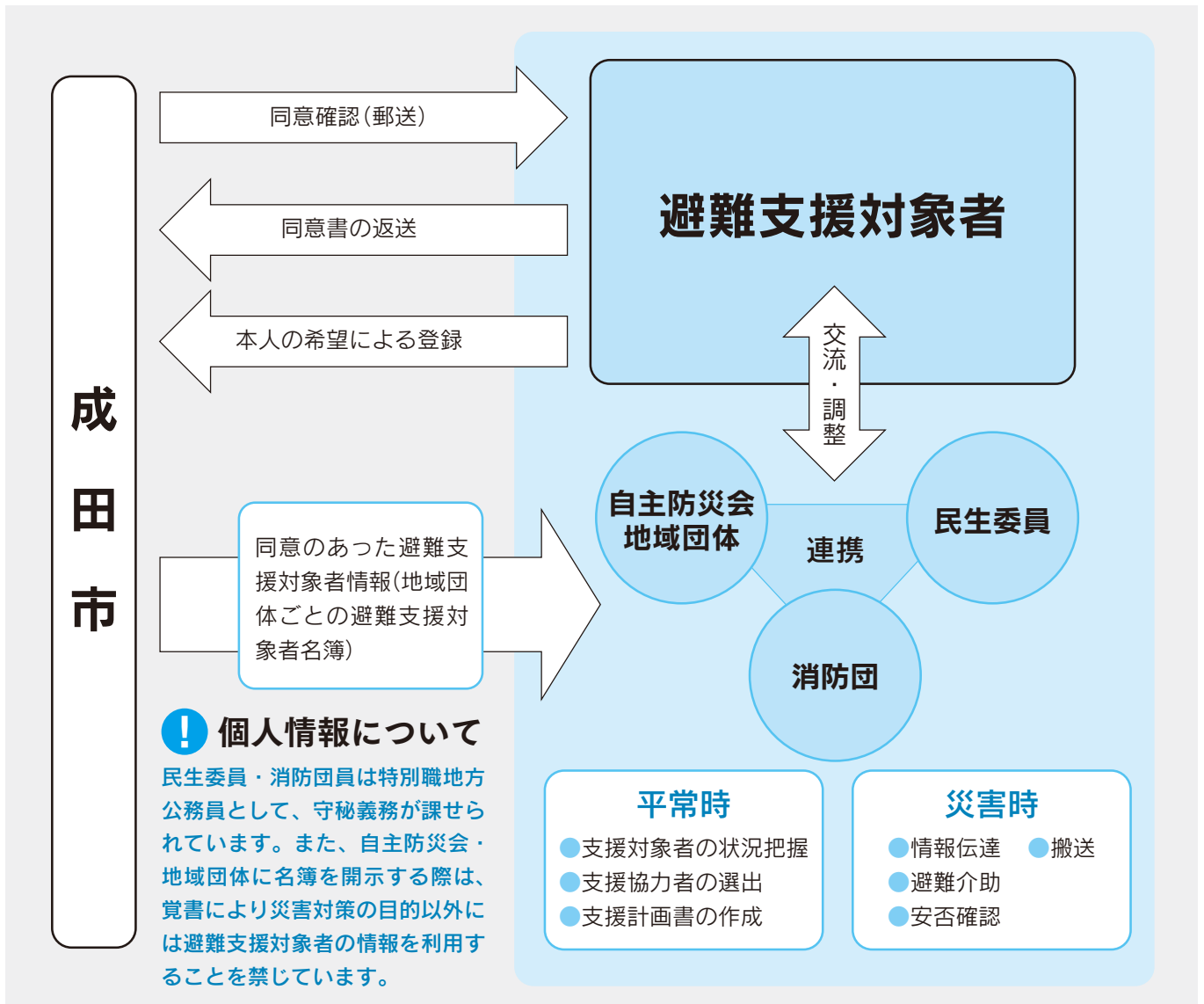
この制度は災害時に自力で避難することが困難だと思われる人たちのうち、同意をいただいた人の名簿を作成し、お住まいの地域の民生委員、自主防災会、地域団体（区・自治会・町内会など）、消防団、消防署に開示するものです。

… 肢体に障がいがある人
… 介護が必要な人
… 目の不自由な人
通常、歩行が可能な人であっても、災害時には自力での避難が困難になる場合があります。また、歩行ができない人は、担架・車いすなどでの搬送が必要となります。目の不自由な人も、家屋や道路の状況により、誘導・介助が必要になる場合があります。



地域の助け合いがかけがえのない命を救う(昨年の総合防災訓練)

↓ 災害時要援護者避難支援制度の仕組み



● 情報を受け取りにくい人

- …耳の不自由な人
- …目の不自由な人
- …高齢者のみの世帯の人
- …情報を聞いて、自分で判断して避難することが困難な人
- …避難に関する情報は防災行政無線や広報車、消防団、区、自治会、町内会などを通して伝達されま
- …す。できるだけ確実に、素早く情報を受けることができるよう、支援協力者による個別の情報伝達が有効です。

← 移動や情報伝達に問題のない人でも

今現在、避難場所への移動や情報の伝達に支障のない人でも、大地震などの大規模災害発生という状態では地域の人の支援が必要になる場合もあります。また、「家族が居るから大丈夫」という人も家族の外出中に災害が発生する場合や、家族が災害により負傷することも考えられます。積極的に登録してください。

← 登録の仕方

市では今月末に次の皆さんに制度のお知らせを送付します。制度

の趣旨に同意され、登録を希望する人は必要事項を記入の上、返信用封筒に入れ、2月29日(金)までに危機管理課へ送付してください。

- ① 65歳以上のみの世帯の人
- ② 身体障害者手帳3級以上の人(内部障がい3級の人を除く)
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の人
- ④ 療育手帳(A)～(A2)の人
- ⑤ 介護保険の要支援以上の人(それぞれ平成19年12月末日現在)

①～⑤に該当しない場合でも、避難が困難な人は登録ができます。

○ 昼間のみ65歳以上のみとなる世帯の人

○ 障がいの等級は該当しないが支援が必要な人など

登録を希望する人は各課へお問い合わせください。

※避難支援対象者についてくわしくは高齢者福祉課(☎20-1537)、障がい者福祉課(☎20-1539)、介護保険課(☎20-1545)へ。制度全体についてくわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。